第三十三条中「第四条第二項中「職業紹介事業者」を「第四条第二項中「特定地方公共団体」に改め、「第四条第七項」の下に「に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）並びに職業紹介事業者（同条第八項」を加え、「第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「」を「第六条中「（特定地方公共団体を含む。）、事業主、職業紹介事業者等」とあるのは「、事業主、」に改め、「第七条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「」の下に「特定地方公共団体」を、「第十四条中「公共職業安定所」の下に「、特定地方公共団体」を、「第二十七条中「」の下に「特定地方公共団体」」を加える。

（青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前にされた前条の規定による改正前の青少年の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の規定による求めは、同日以後における前条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の規定の適用については、同項の規定による求めとみなす。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第二十六条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

（工場立地の調査等に関する法律の一部改正）

第二十七条　工場立地の調査等に関する法律（昭和四十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「、当該新法特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該新法特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事に、当該新法特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては」を削り、「市長」を「市町村長（特別区の区長を含む。）」に改め、同項ただし書中「同項第六号」を「同号」に改める。

（工場立地の調査等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日前に都道府県知事にされた前条の規定による改正前の工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（以下「旧昭和四十八年改正法」という。）附則第三条第一項の規定による届出であって施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（雇用保険法の一部改正）

第二十九条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項中「職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者」を「雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関」に、「同条第四項」を「職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第四項」に改める。

第六十二条第一項第二号中「（昭和四十一年法律第百三十二号）」を削る。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　前条の規定による改正後の雇用保険法第十条の四第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の雇用保険法第十条の四第二項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等については、なお従前の例による。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第三十一条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項の表第四条第七項の項上欄中「第四条第七項」を「第四条第八項」に改め、同表第三十二条の十二第一項の項上欄中「第三十二条の十二第一項」を「第三十二条の十二及び第三十二条の十三」に改め、同項中欄中「以下この条」を「取扱職種の範囲等（建設業務に係るものに限る。以下この条」を「取扱職種の範囲等（建設業務に係るものに限る。）」に改める。

（地価税法の一部改正）

第三十二条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「都道府県準則等」及び「都道府県準則若しくは同条第二項の規定により定められた同項の市準則」を「市町村準則」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第三十三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第八項中「市町村地域福祉計画」の下に「、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画」を加える。

第百十八条第七項中「（平成十三年法律第二十六号）」を削り、「高齢者居住安定確保計画」を「都道府県高齢者居住安定確保計画」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第三十四条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「私立学校法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加え、「学校法人と称する」を「学校法人」という」に、「すべて」を「全て」に、「学校設置会社と」を「学校設置会社と」に改める。

第二十九条第四項中「同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校にあつては、当該地方公共団体の長）又は」と、「教育委員会を」とあるのは「教育委員会（同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長）を」と、同令第二条第三項中「教育委員会」とあるのは「これらの規定中「教育委員会」とあるのは、」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第三十五条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第十三項中「第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」を「第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画」に改める。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正）

第三十六条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「若しくは第二項」を削り、同条第三項中「といい、市が定めるものに限る」を「という」に、「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十一条第一項中「及び次条」を削り、同条第二項中「（市が定めるものに限る。）」を削り、「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により市準則」及び「都道府県準則又は市準則」を「市町村準則」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　施行日前であって前条の規定による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第三項に規定する緑地面積率等条例の施行の日前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は旧昭和四十八年改正法附則第三条第一項の規定による届出であって施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。